

## いわき市農業委員会第23回総会議事録

会長 草野庄一は、農業委員会等に関する法律第27条第1項に基づき、令和5年3月15日（水）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室に招集した。

### 1 出席者（計31名）

#### (1) 農業委員（21名）

1 木田 テイ子		21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典		

#### (2) 事務局（10名）

事務局長	酒井 直人
事務局次長	遠藤 敏行
主任主査兼農政振興係長	草野 浩平
主任主査兼農地調査係長	小川 仁一
農地審査係長	府川 将人
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 事務主任	西山 諒
農政振興係 主査（書記）	浅川 実利

### 2 欠席者（計3名）

11 鈴木 理
20 坂本 和徳
23 木幡 仁一

### 3 会議の概要（注：「議事」から「閉会」まで、個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 (遠藤次長)	<p>これから議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。</p> <p>草野会長、よろしく願いいたします。</p>
議長 (草野会長)	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の通告欠席でございますが、議席番号11番、鈴木理委員、議席番号20番、坂本和徳委員、議席番号23番、木幡仁一委員でございます。</p> <p>現在、委員24名中、21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。</p> <p>本日の総会が成立することをご報告いたします。</p> <p>次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。</p> <p>ただいまより、いわき市農業委員会第23回総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。</p> <p>議席番号24番、蛭田元起委員、 議席番号1番、木田テイ子委員、 以上、2名をお願いいたします。</p> <p>また、書記は事務局をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。</p> <p>これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。</p> <p>また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。</p> <p>次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (遠藤次長)	<b>【議案書2ページから3ページにより会務報告】</b>

議長  
(草野会長) それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告  
案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長) 特に、取下げ、追案等はありません。

議長  
(草野会長) それでは、議事に入ります。  
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員  
会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する  
事項については、その議事に参与することができないこととされて  
おります。

本日、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に  
ついて」において、私、議席番号4番、草野庄一が該当しております。

議案第2号の審議の際、私は一時退出いたしますので、当該議案  
審議の際の議長を、蛭田会長職務代理者をお願いいたします。

また、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」にお  
いて、議席番号16番、平田敬一委員、議席番号18番、鈴木義直委員  
が該当しておりますので、平田・鈴木両委員におかれましても、当  
該議案審議の際、一時退出をお願いいたします。

そのほか、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てくださ  
い。

それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申  
請について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の4ページをお開き願います。

**【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】**

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(鈴木(昌)  
主査) 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」、ご説明いたします。

議案説明書の2ページをお開き下さい。

番号1番から8番については、売買による所有権の移転です。

また、番号9番について、新規就農者による賃借権の設定案件で  
あり、番号6番及び7番については、これに関連する内容となります。  
す。

番号10番、11番、12番については、農地所有適格法人による農地  
の賃貸借権の設定案件です。

この番号10番の法人については、埼玉県でいちごやブルーベリー

事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>を耕作している法人であり、今月をもって、従前借用していたアグリホープという一般法人が事業を撤退することから、跡地として利用するために申請したものです。</p> <p>なお、従前借用していたアグリホープについては、当地において、冷凍用の枝豆を栽培していたものです。</p> <p>番号13番から15番については、贈与による所有権の移転案件です。</p> <p>このことから、今月の3条許可の面積につきましては、田：37,520㎡、畑：3,306㎡、合計：40,826㎡となります。</p> <p>続きまして5ページ、許可要件の詳細です。</p> <p>また、今月申請となった許可要件については、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしており、内容については、6ページに記載のとおりです。</p> <p>事務局からの説明は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第1号について、説明がありました。ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
22番 大竹(公) 委員	<p>議席番号22番、大竹公治です。</p> <p>番号1番から番号12番までの事案につきまして、現地調査をしましたが、特段問題はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>続いて、事務局お願いいたします。</p>
事務局 (鈴木(昌) 主査)	<p>事務局より報告します。</p> <p>番号13番から15番について、農地の贈与案件であることから、事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
18番 (鈴木(義) 委員)	<p>議席番号18番、鈴木義直です。</p> <p>4番の案件について、質問します。</p> <p>譲受人ですが、今までどういった作物を栽培してきたのかという</p>

18番 (鈴木(義) 委員)	点と、今回購入する田と畑について、何を栽培するのでしょうか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	譲受人については、緑花木の育成・販売や間伐材の切出し等の事業を行っております。 また、当該農地については、庭木や野球のバット、テニスのラケット等に加工できるアオダモの苗木を植えるとのことでした。
18番 (鈴木(義) 委員)	畑で苗木を育てるのは理解できますが、田で苗木を育てるとするのは、どうかなと思ったのですが。 何か計画でもあるのでしょうか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	その点については、私も譲受人に確認しましたが、特段問題ないとのことでした。
18番 (鈴木(義) 委員)	譲受人の苗木の栽培実績について、教えてください。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	詳細は把握しておりませんが、東日本大震災前から農地所有適格法人としてやられているそうです。 このような答えで、大変申し訳ございません。
18番 (鈴木(義) 委員)	平の平窪地区の話ですが、3条で購入した田畑が全然作付けされていないケースが結構見受けられる。 この譲受人さんは、多分大丈夫だろうとは思いますが、例えば3条で許可した農地が耕作放棄地になった場合、何らかのペナルティを与えられないものですかね。 どうでしょうか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	お尋ねの件ですが、3条での取得後、だいぶ時間が経過している場合は、ペナルティを与えるのは難しいかと思えます。 そういったケースを未然に防ぐためにも、農地パトロール等の機会を捉えて、農業委員・推進委員の皆様に利用状況を確認いただいて、耕作していない場合は、事務局から農地所有者に指導していきたいと考えております。

議長  
(草野会長) 今、鈴木主査から話がありましたが、これ以上の遊休農地の発生を防ぐためには、農地パトロールが重要です。  
それと、番号4番の譲受人の栽培実績については、後で調べたうえで、鈴木義直委員に伝えておいてください。  
そのほか、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、審議をいたしますが、議事参与の制限で、私、議席番号4番、草野庄一が該当しておりますので、一時退席いたします。  
その間の議長を、蛭田会長職務代理者をお願いいたします。  
職代、よろしく申し上げます。

【草野会長一時退席】

議長  
(蛭田職代) 議長を交代いたしました。  
それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の5ページをお開き願います。  
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(福田主査) 議案説明書の8ページをお開き願います。  
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。  
配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。  
議案説明書の9ページをお開き願います。

事務局  
(福田主査)

番号1番、申請者は、小川町福岡、(注：氏名不表示)です。  
申請土地は、小川町福岡、登記地目は田、転用面積は430㎡です。  
転用目的は、農業用倉庫です。

申請人は、自宅敷地内に農業用倉庫を設置しておりましたが、農業用機械の更新に伴い、機械が大型化し、既存の敷地内での保管が困難となったことから、自己所有地に新たに農業用倉庫を設置するため、許可を求めるものです。

以上1件、面積は、田：430㎡、畑：0㎡、合計：430㎡です。

申請内容を審査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は以上です。

議長  
(蛭田職代)

ただいま、事務局より、議案第2号について、説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

1番  
木田委員

議席番号1番、木田テイ子です。

番号1番について、現地調査をしましたが、特段問題はありませんでした。

以上です。

議長  
(蛭田職代)

ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(蛭田職代)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(蛭田職代)

ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

それでは草野会長、入室をお願いします。

【草野会長入室・着席】

議長 (蛭田職代)	議案第2号の審議が終わりましたので、議長の任を草野会長にお返しします。
議長 (草野会長)	ありがとうございました。 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (福田主査)	議案説明書の10ページをお開きください。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の11ページをご覧ください。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聴きくださるようお願いいたします。 なお、説明は申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。 1番、平上片寄、畑、540㎡、駐車場敷地、貸借権の設定。 2番、渡辺町松小屋、畑、356㎡、分家住宅、所有権の移転。 3番、泉町下川外11筆、いずれも田、6,556㎡、資材置場及び駐車場、所有権の移転。 4番、小川町上平外2筆、畑、1,205㎡、太陽光発電設備用敷地、貸借権の設定。 5番、三和町中寺の一部、畑、382.88㎡、自己住宅敷地、使用貸借権の設定。 6番、川前町川前外15筆でいずれも筆の一部、田及び畑、4,083㎡、市道小川・高部線の道路拡幅、貸借権の設定。 12ページに移りまして、7番、四倉町上柳生、畑、570㎡、現場事務所・倉庫等置場としての一時転用、使用貸借権の設定。 8番、川前町川前外21筆でいずれも筆の一部、田及び畑、10,206.92㎡、貸借権の設定。 9番、川前町下桶売外1筆でいずれも筆の一部、田及び畑、4,234㎡、仮設事務所及び資材置場としての一時転用、貸借権の設定。 以上9件、面積は、田：13,339.66㎡、畑：14,794.14㎡、合計：28,133.80㎡となります。 なお、番号3番、6番、8番及び9番については、転用面積が3,000

事務局  
(福田主査) m<sup>2</sup>を超えているため、福島県農業会議の意見聴取案件となります。  
申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第3号について、説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

21番  
(新妻(公)委員) 議席番号21番、新妻公二です。  
番号1番から番号6番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長) 続いて、事務局をお願いいたします。

事務局  
(福田主査) 事務局より報告します。  
番号7番及び番号9番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議長  
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

#### 【意見・質問なし】

議長  
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (府川係長)	<p>議案書の7ページをお開き願います。</p> <p>【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>議案説明書の13ページをお開き願います。</p> <p>議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の14ページ、それから配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きください。</p> <p>番号1番、申請人の住所・氏名は、中央台飯野、株式会社みちのくNテックス、代表取締役石井善則です。</p> <p>申請地は、大久町大久外2筆です。</p> <p>当該許可は、令和4年1月26日付け、いわき市農業委員会指令第5099号により許可を受けた案件となります。</p> <p>当初の転用目的は、工事作業ヤードとしての一時転用、変更申請の内容は、事業の操業期間又は施設の利用期間の変更です。</p> <p>本案件は、申請人が受注した市発注の禰宜内橋復旧工事において、工期が当初の予定より延長となったことから、その作業ヤードとして使用している申請地についても、施工期間を延伸する必要が生じ、計画変更を余儀なくされたものです。</p> <p>この変更により、事業の操業期間又は施設の利用期間について、変更前の令和4年1月26日から令和5年3月25日までとしていたものを、変更後は令和4年1月26日から令和5年6月30日までとするものです。</p> <p>当該案件については、施工中の事業計画であり、事業計画の変更後においても、周辺農地の営農に影響がないものであることから、計画変更の承認について、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいま、事務局より、議案第4号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>番号1番について、期間の変更のみであることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p>

議長  
(草野会長) これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号16番、平田敬一委員、議席番号18番、鈴木義直委員が該当しております。

平田委員、鈴木委員は、一時退出をお願いいたします。

【16番・平田委員及び18番・鈴木(義)委員一時退席】

議長  
(草野会長) それでは、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の8ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(西山主任) 議案説明書の15ページをお開き願います。

議案第5号「いわき市農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画第17号から第21号の内容について、ご説明いたします。

第17号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸するものでございます。

実施地区は平、小名浜、四倉、三和、久之浜、大久、借り手16名、貸し手23名。

事務局  
(西山主任)

対象筆数は田：52筆、畑：18筆、面積は田：64,860㎡、畑：11,215㎡となっております。

第18号は、新たに賃貸借に係る利用権を設定する事案でございます。

実施地区は勿来、四倉、三和、借り手3名、貸し手7名。

対象筆数は田：13筆、面積は田：10,469㎡となっております。

第19号は、新たに使用貸借に係る利用権を設定する事案でございます。

実施地区は小川、借り手1名、貸し手1名。

対象筆数は田：3筆、面積は田：2,275㎡となっております。

第20号は、貸借期間満了に伴い、賃貸借に係る利用権を再度設定する事案でございます。

実施地区は平、勿来、常磐、四倉、小川、好間、借り手22名、貸し手33名。

対象筆数は田：120筆、畑：7筆、面積は田：135,520㎡、畑：20,814㎡となっております。

次のページをお開き願います。

第21号は、貸借期間満了に伴い、使用貸借に係る利用権を再度設定する事案でございます。

実施地区は好間、借り手1名、貸し手1名。

対象筆数は田：3筆、面積は田：1,685㎡となっております。

なお、議案説明書39ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。

以上、第17号から第21号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長  
(草野会長)

ただいま、事務局より、議案第5号について、説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長)

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。  
それでは、平田委員、鈴木委員、入室願います。

【16番・平田委員及び18番・鈴木(義)委員、着席】

議長  
(草野会長) 次に、議案第6号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(小川係長) 議案書の9ページをお開き願います。  
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】  
詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(金成主査) 先日郵送しております議案説明書と本日お配りした資料1をお開き願います。

「非農地の判断について」、ご説明いたします。  
なお、当該地の現況については、前方のモニターに後ほど投影しますので、ご確認ください。

番号1番及び2番については、地権者から相談があり、長期間耕作ができていなかったため、当該地が原野・山林の様相を呈しているとのことで、地区審議会の委員で現地確認を行ったものです。

なお、事前にお配りしている議案説明書の番号2番について、現状は山林の様相を呈しているものの、賃借権が設定されており、その整理を行う必要があることから、今回の判断からは除外をしております。

番号3番についても、地権者から相談があり、当該地が原野の様相を呈しているとのことで、地区審議会の委員で現地確認を行ったものです。

番号4番については、付近一帯が山林の様相を呈しているとのことで、先月非農地判断をいただいたところですが、その判断後に地権者から同意が得られたことから、当該地についても今般、非農地判断を求めるものでございます。

3月分は、本日お配りしております資料1の8ページをご確認ください。

田：10筆、9,895㎡、畑：12筆、6,528㎡、合計22筆、16,423㎡です。

先般お配りしている議案説明書の面積等については、本日の資料1に訂正となりますので、ご確認くださいと思います。

説明は以上です。

事務局  
(金成主査) それでは、当該地の現況を前方のモニターに投影しますので、少々お待ちください。

【モニターに当該地の現況画像を投影し、説明】

議長  
(草野会長) ただいま、事務局より、議案第6号について、説明がありました。ここで現地調査時の報告ですが、まず小川地区に関しては、私が現地を調査いたしましたので、ご報告申し上げます。

小川・川前地区審議会のうち、私と小川智推進委員、白石保基推進委員の3名で現地調査を行いました。

議席番号4番、草野庄一がご報告申し上げます。

番号1番から2番については、現地を確認しましたが、全ての筆で原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段問題ありません。

報告は以上です。

18番  
(鈴木(義)委員) 議席番号18番、鈴木義直です。番号3番については、地区審議会の委員で現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状態であります。

非農地化することに関しては、特段問題ありません。

報告は以上です。

14番  
石井委員 議席番号14番、石井英毅です。番号4番については、地区審議会の委員で現地を確認しましたが、既に山林の様相を呈している状態であります。

非農地化することに関しては、特段問題ありません。

報告は以上です。

議長  
(草野会長) ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。



21番 (新妻(公) 委員)	報告は以上です。
議長 (草野会長)	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 (鈴木(義) 委員)	18番、鈴木義直です。 四倉町から小名浜住吉前まで、かなり距離があるかと思いますが、願出人は小名浜近辺に農機具の倉庫があるのか、それともトラック等を所有していて、農機具を積載して現地に出向いて耕作するのか、その点を教えてください。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	願出人ですが、泉町下川にも農地を所有しており、そこと同様、トラックに農機具を積載して出向き、耕作する予定とのことですが、 また、泉町下川にも農機具を仮置きするスペースがあると聞いております。
18番 (鈴木(義) 委員)	トラックの積載トン数は分かりますか。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	大変申し訳ございません。 そこまでは把握しておりませんでした。
18番 (鈴木(義) 委員)	農機具を問題なく積載できるトラックがあるので、大丈夫という認識でよろしいですかね。
事務局 (鈴木(昌) 主査)	はい。 事務局ではそう判断しております。
議長 (草野会長)	そのほか、ございますか。

【意見・質問なし】

議長  
(草野会長) ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長  
(草野会長) ご異議なしと認め、議案第7号、「農地等の買受適格証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

議長  
(草野会長) ここで、報告事項に入る前に、休憩といたします。  
ただいま、14時50分です。  
10分間休憩とし、再開は15時からといたしますので、よろしくお願ひいたします。

【10分間休憩】

議長  
(草野会長) 全員お揃いですので、議事を再開します。  
次に、報告事項に移ります。  
報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書11ページをお開き願います。  
【報告第1号を朗読、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】  
議案説明書の45ページから50ページをお開き願います。  
今月の報告件数は23件、権利の取得事由は全て相続です。  
権利の取得面積は、田：113,056.18㎡、畑：51,544㎡、合計：164,606.18㎡です。  
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。  
続きまして、議案書12ページをお開き願います。

事務局  
(府川係長) 【報告第2号を朗読、報告事項（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】  
議案説明書の51ページから54ページをお開き願います。  
今月の報告件数は10件、転用面積は田：1,385㎡、畑：2,985㎡、合計：4,370㎡です。  
以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。  
続きまして、議案書13ページをお開き願います。

事務局 (府川係長)	<p>【報告第3号を朗読、報告事項（農地法第18条第6項の規定による合意解約について）を説明】</p> <p>議案説明書の55ページから59ページをお開き願います。</p> <p>今月の合意解約件数は23件、面積は田：92,510㎡、畑：582㎡、合計：93,092㎡です。</p> <p>以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。</p> <p>次の報告については、草野係長から説明いたします。</p>
事務局 (草野係長)	<p>議案書14ページをお開き願います。</p> <p>【報告第4号を朗読、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】</p> <p>議案説明書の61ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は1件となっております。</p> <p>証明面積は、田：3,250㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書15ページをお開き願います。</p>
事務局 (草野係長)	<p>【報告第5号を朗読、報告事項（相続税の納税猶予に関する適格者証明書について）を説明】</p> <p>議案説明書の63ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は2件となっております。</p> <p>証明面積は、田：6,944㎡、畑：6,142㎡、合計：13,086㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。</p> <p>議事の報告といたしましては、以上になります。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。</p> <p>次に、協議事項に移ります。</p> <p>「令和5年度業務計画書（案）について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (浅川)	<p>先に送付しております「令和5年度業務計画書（案）」を、お手元にご用意願います。</p> <p>お持ちでない方は、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>令和5年度は、第17期農業委員会として、3年目を迎える年になります。</p> <p>この業務計画書は、その令和5年度の活動に当たり、基本的な事項を定めるものになりますので、委員の皆様におかれては、既にご</p>

事務局  
(浅川)

存じの事柄も多いかと思いますが、各事項について、改めてご確認いただき、協議をお願いいたします。

まず、業務計画書の構成についてです。

表紙をめくっていただきますと、「いわき市農業委員会憲章」を記載しております。

次ページには「関係法令」、その次のページが「目次」となっております。

次をめくりますと、「はじめに」とあり、次ページから1ページとなり、1ページから3ページまでが「令和5年度いわき市農業委員会組織図・第17期いわき市農業委員会体制図」となっております。

4ページが「主たる業務（事業）一覧」で、5ページから18ページまでが「主たる業務（事業）の概要」となっております。

続きまして、19ページが「農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動（総括）」となります。

20ページと21ページが「その他の業務（事務局事務等）」、22ページと23ページが「令和5年度農業委員会年間スケジュール（概要）」となります。

24ページは「関係機関・団体等との連携」です。

目次では、25ページから最後の63ページまでが「規則・規程・要綱・名簿」となっておりますが、委員の皆様にお送りした冊子については、こちらを省略しておりますので、ご了承ください。

それでは、業務計画書の構成を把握いただいたところで、令和4年度版からの変更点を中心に、ご説明いたします。

まずは、9ページをお開きください。

業務番号6番、「農業経営基盤強化促進法に基づく目標地図の素案の作成」です。

こちらは、令和5年度版から新たに追加した項目になります。

事務局担当係は、農地調査係です。

こちらの業務は、農業経営基盤強化促進法第19条に規定する、市が策定する「地域農業経営基盤強化促進計画」、いわゆる「地域計画」に具備する「目標地図」について、同法第20条に基づき、市が策定する工程表により、目標地図の素案を区域ごとに作成し、提出するものです。

また、目標地図の素案とは、地域計画を策定する区域ごとに、その区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、または利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して作成する、区域内の農業の将来像を示した地図です。

事務局  
(浅川)

素案の作成の流れですが、

- ◇ 区域内の農業者、地権者などに対するアンケート調査（今後の営農の意向調査）
- ◇ 農業委員会サポートシステムでの情報の整理
- ◇ 目標地区の素案の図案化
- ◇ 完成した目標地区の素案の提出となります。

次に、10ページをお開きください。

業務番号7番、「経過措置期間中の農用地利用集積計画の作成」です。

こちらは、業務の変更があった項目になります。

事務局担当係は、農地審査係です。

農業経営基盤強化促進法等の改正により、利用権の設定は「農用地利用集積等促進計画」、いわゆる「促進計画」の作成により行われることとなりますが、促進計画の作成には、先ほどご説明いたしました「地域計画」の策定が必要となります。

このことから、「地域計画」が策定されるまでの期間を経過措置期間として、従来どおり農地中間管理機構が行う「農地中間管理事業」に係る「集積計画」を作成するために必要な事務手続き等を行うものです。

なお、経過措置期間は、改正法施行後2年以内となっております。

次に、17ページをお開きください。

業務番号15番、「各種研修等への参加、農業者等との意見交換の実施」です。

こちらは、令和4年度版まで、「各種研修等への参加」の記載のみとなっております。

今年度より、各地区審議会で開催している「地域の担い手との意見交換」について、令和5年度から進めていくこととなる地域計画の策定を踏まえ、追加しております。

続きまして、22ページをお開きください。

「令和5年度農業委員会年間スケジュール（概要）」です。

こちらについては、冊子の送付添書にもありましてとおり、令和5年3月2日時点の予定ですので、来週23日の第24回総会において、定例的現地調査のスケジュール表と併せて、確定版の年間スケジュール表を配付いたします。

事務局  
(浅川)

また23ページには、事業や総会における月別の予定などを記載しておりますが、訂正箇所がございます。

右側の欄の一番上、4月総会において、「令和5年度最適化活動の目標設定」とありますが、国から県を通じて、「令和5年度の最適化活動の目標については、令和4年度中に決定するように」との指示がありましたので、こちらを削除願います。

もう1つ、右側の欄の一番下、令和6年3月総会において、「令和6年度最適化活動の目標設定」について審議・決定することとなりますので、こちらを追加願います。

令和5年4月総会の「令和5年度最適化活動の目標設定」を削除、令和6年3月総会に「令和6年度最適化活動の目標設定」の追加ということで、願います。

これに伴い、来週23日開催の第24回総会において、「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議案として提出することとなりますので、併せてよろしく願います。

また、冒頭に申し上げましたとおり、25ページから最後の63ページまでが「規則・規程・要綱・名簿」となっておりますが、委員の皆様にお送りした冊子については、こちらを省略しております。

以上が、令和5年度業務計画書の案ですので、ご協議のほど、よろしく願ひ申し上げます。

議長  
(草野会長)

ただいま、事務局より、「令和5年度業務計画書（案）」について、説明がありました。

これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

**【意見・質問なし】**

議長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

次に、その他に移ります。

まず、事務局から何かありますか。

事務局  
(金成主査)

**【口頭説明】** 農業委員用タブレット端末の使用上の注意について、説明及び質疑応答を行った。

ほかに、委員の皆様から何かございますか。

【「なし」との声あり】

議長  
(草野会長)

特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第23回総会を閉会いたします。

#### 4 議案・報告の内容及び審議結果

##### (1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第7号	農地等の買受適格証明願いについて	原案のとおり可決

##### (2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

#### 5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	4 草野 庄一
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	16 平田 敬一
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	18 鈴木 義直

#### 6 本総会の閉会時刻

午後3時25分

#### 7 本総会の議事録署名人に指名された委員

24 蛭田 元起

1 木田 テイ子

【議事録署名用紙（議長用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 **6** 年 **4** 月 **22** 日

議長

草野 庄一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 **6** 年 **4** 月 **22** 日

議事録署名人 蛭川元起

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】



いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 **6** 年 **4** 月 **22** 日

議事録署名人 木田テ子